

平成 30 年度茨城県計画に関する 事後評価

令和 5 (2023) 年 11 月
茨城県

事業の実施状況（医療分）

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 1（医療分）】 がん診療機器整備事業	【総事業費】 191,979 千円
事業の対象となる区域	鹿行保健医療圏、筑西・下妻保健医療圏	
事業の実施主体	茨城県（医療機関へ補助）	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	がんの標準的治療を集学的に行い、県民に対して適切な医療を提供できるよう、診療機能の向上を図ることで、病床の機能分化を進める必要がある。 アウトカム指標：【茨城県総合がん対策推進計画】 ・75 歳未満のがんによる年齢調整死亡率（人口 10 万人対）の減少 69.0（R3）→ 67.4（R3 全国平均値、R6 年度達成見込み）	
事業の内容（当初計画）	がん診療連携拠点病院が存在しない二次保健医療圏（空白医療圏）の市町村の居住者に対して診療を行うがん診療連携拠点病院等におけるがん医療機器の整備費用に対して補助。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・がん診療連携拠点病院等の整備促進 4 病院（R4）	
アウトプット指標（達成値）	・がん診療連携拠点病院等の整備促進 4 病院（R4）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・75 歳未満のがんによる年齢調整死亡率（人口 10 万人対）の減少 69.0（R3）→ 70.3（R4） （1）事業の有効性 最新のがん診療機器が整備されたことにより、がん診療機能の向上を図るとともに、県民が県内の身近ながん診療連携拠点病院等で、適切な医療が受けられる体制の整備を進めることができた。 （2）事業の効率性 空白医療圏の居住者の診療を受け入れている病院の診療機能が向上されたことにより、同医療圏をカバーするがん診療体制の整備に寄与することができた。	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 4 (医療分)】 政策医療提供体制整備事業	【総事業費】 451,125 千円
事業の対象となる区域	全保健医療圏	
事業の実施主体	茨城県	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想に基づく医療機能の分化・連携を推進するためには、地域において、政策医療を担う拠点となる医療機関の体制整備が必要であり、整備を図ることによって、地域の病院間の機能分化・連携が進んでいくことになる。 ・本県においては、救急・小児・周産期等の政策医療を担う拠点となる医療機関の体制が脆弱であることから、各地域医療構想調整会議の議論の中で、拠点整備に向けた集約化や連携の構築による体制整備が課題となっている。 ・その課題を解決する為に、政策医療を担う拠点病院への体制整備を行うことで、地域において高度急性期や急性期の受け皿づくりを進め、地域医療構想の実現に向けた確実な機能分化・連携の推進を図る。 	
	<p>アウトカム指標：</p> <p><小児・周産期医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児、小児死亡率(小児人口 10 万人対)の減少 23.4 人(R2) → 18.0 人(R4) ※全国平均以下 ・周産期母子医療センター施設数 総合：3 病院、地域：4 病院(R3) → 総合：3 病院、地域：4 病院(R4) ※施設数の維持 <p><救急等地域医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急搬送時間の短縮 44.1 分(R2) → 40.6 分(R4) ※全国平均以下 	
事業の内容 (当初計画)	<p><小児・周産期医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児医療における機能分化・連携を促進するために、拠点となる病院の機能強化を図るために必要な施設整備費及び人材確保に係る経費等を支援する。 ・周産期医療体制を構築するため、拠点となる医療機関とその他の医療機関による役割の明確化を図り、機能分化・連携を推進するために必要な施設整備費及び人材確保に係る経費等を支援する。 	

	<p><救急等地域医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の政策医療を支える拠点病院の体制を充実させるために必要な施設整備費及び人材確保に係る経費等を支援し、診療体制の強化を図ることで、医療機能の分化・連携を促進する。 <p>→ 上記事業を実施することにより、政策医療を担う拠点病院が整備されることになり、医療機能の分化・連携が進み、不足している回復期病床の整備が促進されるとともに、高度急性期、急性期病床へ適正な患者が入院することになり、在院日数の短縮にも寄与する。</p>
<p>アウトプット指標 (当初の目標値)</p>	<p><小児医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助施設数 輪番制：3、拠点病院制：5 (R4) ・拠点病院の体制整備支援 2 病院 <p><周産期医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助施設数 30 施設 (R4) ・拠点病院の体制整備支援 2 病院 <p><救急等地域医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点病院の体制整備支援 2 病院
<p>アウトプット指標 (達成値)</p>	<p><小児医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助施設数 輪番制：3、拠点病院制：5 (R4) ・拠点病院の体制整備支援 2 病院 <p><周産期医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助施設数 30 施設 (R4) ・拠点病院の体制整備支援 2 病院 <p><救急等地域医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点病院の体制整備支援 2 病院
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</p> <p><小児医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児、小児死亡率(小児人口 10 万人対)の減少 23.4 人(R2) → 22.9 人(R4) <p><周産期医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期母子医療センター施設数 総合：3 病院、地域：4 病院(R3) → 総合：3 病院、地域：4 病院(R4) <p><救急等地域医療提供体制整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急搬送時間の短縮 茨城県 44.1 分(R2) → 48.3 分(R4) 全国平均 40.6 分(R2) → 47.2 分(R4)

	<p>(1) 事業の有効性</p> <ul style="list-style-type: none">・全 8 医療圏で、小児救急医療を担う病院の体制整備に係る経費を支援することができ、乳児・幼児死亡率（小児人口 10 万人対）は、当初（R2）と比較し低下した。今後も目標値を達成できるよう、小児救急医療を担う病院への支援を行っていく。・産科医療機関への補助については、30 施設に支援することができた。今後は、対象医療機関への必要な支援についての効果測定を行う。・日立総合病院の体制整備を行った結果、令和 3 年 4 月から新生児の受入が、令和 4 年 4 月に母体搬送の受入が再開され、地域周産期母子医療センターとして本格稼働した。・救急搬送時間の短縮には地域の中核医療機関の受入体制強化が重要と考えている。その中で、特に医療資源が乏しく搬送時間が長くなっている鹿行地域、県北山間地域の中核医療機関に、県主導で医師を派遣することにより、受入体制の強化を図ることができた。・目標の全国平均以下は達成できなかったが、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大により救急搬送時間が延伸している中で、本県はこれらの対策等を講じた結果、令和 2 年と比較し全国平均との差を 2.4 分短縮することができた。 <p>(2) 事業の効率性</p> <ul style="list-style-type: none">・各地域の実情に応じ、輪番制方式による 3 医療圏、拠点病院方式による 5 医療圏での運営費補助を行うことで、休日・夜間における小児救急患者への医療提供体制を維持することができた。・分娩取扱医療機関に対して、当直非常勤医師の確保経費を補助することで、周産期医療体制を維持することができた。
その他	

事業の実施状況（介護分）

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 5-16 介護分】 キャリアアップ支援事業	【総事業費】 9,233 千円
事業の対象となる区域	県内全高齢者福祉圏	
事業の実施主体	介護福祉士養成施設等	
事業の期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。	
	アウトカム指標： 【いばらき高齢者プラン 21 計画期間：平成 30 年度～令和 2 年度】 ・介護職員数 36,514 人 → 41,929 人 【いばらき高齢者プラン 21 計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度】 ・介護職員数 42,001 人 → 47,012 人	
事業の内容(当初計画)	職場外訓練を行うことが困難な事業所に従事する者のキャリアアップを支援するために行う研修に対する補助	
アウトプット指標 (当初の目標値)	研修参加人数 1,000 人	
アウトプット指標 (達成値)	研修参加人数 1,944 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 介護職員数の増加 → 観察できた。 令和 5 年 3 月 31 日時点 介護職員数 43,692 人	
	<p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、施設・事業所に従事する者の資質向上に繋げることができたと考えられる。</p> <p>(2) 事業の効率性 職場外訓練を行うことが困難な事業所に従事する職員の研修を実施するための費用を介護福祉士養成施設に助成することにより、受講の機会を増やすことで、資質の向上に繋げることができたと考えられる。また、知識や技術の習得だけでなく、情報交換や交流の場としても活用できるものと考えられる。</p>	
その他		